

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策 テレワーク導入推進支援事業費補助金のご案内

県では、新型コロナウイルス感染症の感染予防と社会経済活動の
両立を図るため**テレワークを導入する事業者**に対して**補助金を交付**します。**テレワークを導入
しませんか？**
妊娠中の女性、疾病を抱える労働者、障がいのある方等への支援にも御活用ください。

対象

県内に主たる事業所を有する**中小企業事業主**
※令和2年7月30日から令和3年1月31日までに国の助成金に
申請のうえテレワークを導入していること



ア. 国の助成金の支援対象となる取組

① テレワーク用通信機器の導入 (購入を含む)・運用 ※PC・タブレット等については、 シンクライアント端末のみ対象	②	就業規則・労使協定等の作成・変更
	③	労務管理担当者に対する研修
	④	労働者に対する研修・周知・啓発
	⑤	社会保険労務士などの外部専門家による コンサルティング

【対象経費】 謝金・旅費・借損料・会議費・雑役務費・印刷製本費・備品費・
機器装置等購入費・委託費

イ. 国の助成金の支援対象外となる取組

⑥ 通信機器レンタル料(リースを 含む) ※シンクライアント端末以外の PC・タブレット等	⑦	国助成金申請書類作成等に係る経費
-----------------------------------------------------------	---	------------------

【対象経費】 謝金・旅費・役務費・印刷製本費・賃借料

補助金額

ア：①～⑤の経費に対して国から
助成された額の1/6の額
(限度額 50万円)

イ：⑥・⑦の経費合計額の1/2
の額 (限度額 10万円)

申請期間

令和2年7月30日～令和3年1月31日

国の助成金とは…

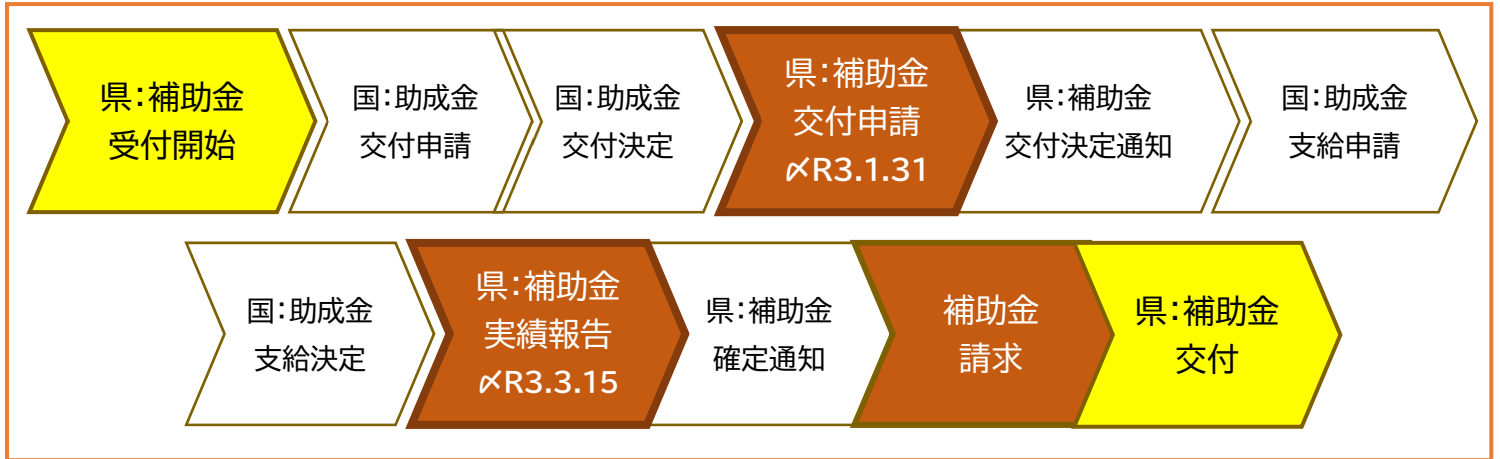
「働き方改革推進支援助成金
(テレワークコース)」(厚生労働省)

《中小企業主とは》 AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	中小企業主の範囲	
	A.資本または出資額	B.常時使用する労働者
① 小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
② サービス業	5,000万円以下	100人以下
③ 卸売業	1億円以下	100人以下
④ その他の業種	3億円以下	300人以下

※ご利用の流れ、必要書類等については裏面をご確認ください。

ご利用の流れについて



交付申請時の必要書類

①	令和2年度愛媛県新型コロナウイルス感染症対策テレワーク導入推進支援事業費補助金交付申請書（様式1号）
②	令和2年度働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）の交付決定書の写し
③	令和2年度働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）の交付決定に係る国への提出書類（交付申請書、添付書類を含む。）の写し
④	口座振替申込書兼債権者登録票、振込先口座と口座名義が分かる通帳の写し（代表者の名前と同一の口座に限る。）
⑤	納税証明書（県税等の未納がないことの証明）

実績報告時の必要書類

①	令和2年度愛媛県新型コロナウイルス感染症対策テレワーク導入推進支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）
②	令和2年度働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）の支給決定書の写し
③	令和2年度働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）の支給決定に係る国への提出書類の写し
④	通信機器のレンタルに関する証拠書類
⑤	令和2年度働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）の申請書類作成等に係る経費に関する証拠書類

【お問い合わせ先及び申請窓口】 TEL:089-912-2500 FAX:089-912-2508

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2（第1別館6階）

愛媛県 経済労働部 産業雇用局 労政雇用課 労働政策グループ